

川崎区役所広告審査委員会運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎区役所広告審査委員会（以下「委員会」という。）の運用について、川崎区役所広告審査委員会設置要綱で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(手続き)

第2条 所管課長は、事前に広告審査依頼書（第1号様式）を委員長に提出するものとする。

2 委員長は、委員会終了後その結果を広告審査結果通知書（第2号様式）により所管課長あて通知するものとする。

(委員会の省略)

第3条 緊急を要するものについては、委員会の手続きを経ないで広告審査回議書（第3号様式）により選定することができる。

2 前項のほか、前条に定める手続きにより導入された広告について、同一広告主が次の各号に定める広告内容の軽微な更新を行う場合で、かつ川崎市広告掲載基準等関係規定の基準に適合することが明らかなものは、委員会を開催せずに審査することができる。

- (1) 代表者名、住所地、連絡先、担当者名等の更新
- (2) 内容及び表現が類似のもの
- (3) デザインの変更がないもの
- (4) その他の軽微な更新

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。